

登録を受けるまでの間は標識を掲げないこと。  
※法律施行後1年間は未登録であっても「みなし業者」として取り扱われるため、標識を掲げなくても法的に問題なし。

別記様式第十二号（第三十九条関係）

標 識

| 賃 貸 住 宅 管 理 業 者 登 録 票 |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 登 録 番 号               | 国土交通大臣（ ）第 号      |
| 登 録 年 月 日             | 年 月 日             |
| 登 録 の 有 効 期 間         | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 商 号 、 名 称 又 は 氏 名     |                   |
| 主たる営業所又は事務所の所在地       | 電話番号（ ）           |

35cm以上

25cm以上

登録の有効期間の始期は、登録年月日の翌日からになりますので、  
標識を作成される際はご注意ください。

【例】：登録年月日が令和3年7月28日の場合の「登録の有効期間」の例  
「令和3年7月29日から令和8年7月28日」